

補助金の交付を受けた事業者の皆さまへ

財産処分は、事前申請が必要です!

補助事業等によって取得した財産は、厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、**中国四国厚生局長の承認を受けないで**、財産等の処分(※1)を行ってははいけません。

承認を受けずに行った処分は、**交付された補助金等の返還が必要になる場合**があります。

財産処分の申請手続きに漏れがないように、改めて確認を行っていただくようお願いいたします。(※2)(※3)

※1 財産処分とは、補助金の交付を受け整備された施設や設備を、その交付の目的に反して処分することを指し、以下の**6種類**に分類されます。

転用：対象となる財産における所有者の変更を伴わない**目的外の使用**

(例) 特別養護老人ホームを廃止し、グループホームとして活用する場合

譲渡：対象となる財産の**所有者の変更**

(例) 放課後等デイサービスを法人Aから法人Bに有料(無料)で売却する場合

貸付：対象となる財産における所有者の変更を伴わない**使用者の変更**

(例) 保育所を運営する法人Cが法人Dに有料(無料)で施設を貸借する場合

取壊し：対象となる財産(施設)の使用をやめて、**取り壊すこと**

交換：対象となる財産と他人の所有する**財産の交換**

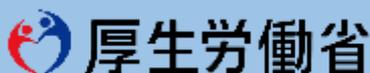
廃棄：対象となる財産(設備)の使用をやめて、**廃棄処分**をすること

※2 ご不明な点等がある場合には、書類を提出される前に、中国四国厚生局(間接補助事業の場合は、補助事業者である**県市等を経由して**)へご相談ください。また、事前の相談及び書類の提出につきましては、処分を行う日の**1ヶ月前**までをお願いいたします。

※3 承認申請等の具体的な条件については、交付を受けた補助金の交付要綱や財産処分の承認基準の通知に記載があります。詳細については、中国四国厚生局ホームページをご覧ください。

中国四国厚生局 健康福祉部健康福祉課

TEL : 082-223-8264 MAIL : cskousei114@mhlw.go.jp



中国四国厚生局 財産処分

検索

